

東京都暴力団排除条例の改正について

はじめに

7月26日(金)、ホテルグランドアーク半蔵門において(公財)暴力団追放運動推進都民センター主催の「暴力団排除団体連絡会総会」が開催され、参加しました。

6月に開かれた令和元年第二回都議会定例会において「東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例」が可決され、10月1日から施行されます。これは、暴力団排除活動を一層推進するために、「暴力団排除特別強化地域」を設けた上で、暴力団員に対する利益供与等の規制を強化するものです。風俗店や飲食店等が集中し、暴力団が活発に活動していると認められる都内4市18区にわたる29の地域が特別強化地域に指定されました。該当地域については、「暴排 改正 警視庁 Q」で検索して下さい。

特定営業者は条例に抵触すると罰則を受けますが、自首による任意的減免制度がありますので、むしろこれを、暴力団からの要求を断る理由とすることができます。

この資料は「BTS インフォメーション」(暴追都民センターネット配信版)令和元年7月号を参考に記述しています。

■ 改正条例の概要

別添のチラシを参照して下さい。

● 特定営業者

「特定営業」を営む者をいいます。特定営業とは次のものです。

風俗営業(キャバクラ、パチンコなど)、性風俗関連特殊営業(ソープ、ヘルス、デリヘルなど)、特定遊興飲食店営業(ナイトクラブ)、接客業務受託営業(コンパニオン派遣)、飲食店営業(居酒屋、一般飲食店)、風俗案内、客引き・スカウト等。

● 禁止行為

◇ 特定営業者の禁止行為

- ・ 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- ・ 暴力団員に対し、用心棒の役務の対償又は営業を営むことを容認する対償として利益供与をすること

◇ 暴力団員の禁止行為

- ・ 特定営業者に対し用心棒の役務を提供すること
- ・ 特定営業者から、用心棒の役務の対償又は営業を営むことを容認する対償として利益供与を受けること

● 罰 則

禁止行為違反者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられますが、従業者の違反については、両罰規定(同条例34条)も適用されます。

ただし、特定営業者の違反行為に関しては、刑法第42条の「自首」の特例として、違反行為発覚の前・後にかかわらず、自首をすれば刑を減ずることができ、さらには刑を免除することもできる規定が設けられました。

■ 最近の都内の暴力団情勢

都内の暴力団は順調に減少しているそうです。しかし、最近 10 年間の中止命令件数は横ばいであり、継続的に発生しているようです。

覚せい剤犯罪が全体の 4 分の 1 を占めています。傾向としては詐欺と窃盗にシフトしているそうです。「原野商法」で過去に被害に遭った人に接近し、手数料などと称して稼いでいる例もあるようです。

10 月に改正条例が施行されると、暴力団をやめたり、偽装離脱をすることが考えられます。離脱して収入がないと、また悪いことをすることが考えられますので、彼らの支援策も必要となってきます。

おわりに

今回の条例改正は、暴力団の有力な資金源を断ち切るという趣旨のもとに行われましたが、大きな効果が期待できる反面、彼らの抵抗も予想されますので、暴追センターなどとの連携が欠かせないと思われます。

以 上